

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山下 博司	奈良市	奈良市古市町八三九番
有限会社月ヶ瀬みのり園	奈良市	奈良市月ヶ瀬長引一二六番、一二七番、一二八番、一七九番一、一九〇番一、一九二番、五二一番一、八四〇番六、一〇九七番一、一一一四番五三、一五八七番、一五八九番及び一六四七番並びに月ヶ瀬尾山三七〇三番
有限会社月ヶ瀬みのり園	奈良市	奈良市月ヶ瀬長引一二〇番及び一二一番一

（次頁に続く。）

有限会社月ヶ瀬みのり園		
奈良市	奈良市	奈良市月ヶ瀬石打二一八五番二一、四二五七番、四二五八番、四二五九番、四二六四番、四二六五番及び四二六六番、月ヶ瀬長引二一〇番一、四九二番一、五一八番一、五二六番、一〇七一番一、一一一四番五一、一一五六番二三、一五〇六番及び一六三六番、月ヶ瀬尾山五〇一番、月ヶ瀬嵩四四五番及び五五五番四並びに月ヶ瀬桃香野二六二五番
合同会社TEAU E K U B O	奈良市	奈良市邑地町三六一六番及び三六三八番

二 認可年月日

令和七年十二月十六日